

平成26年 2月24日 策定
平成30年11月19日 改訂
令和 3年 4月15日 改訂

1 いじめの定義 と いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめの問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめの防止等のための組織

(1) いじめ不登校対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭と該当児童の所属する学級担任（必要に応じてスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）等を要請する）からなる、いじめや不登校防止等の対策のためのいじめ不登校対策委員会を設置し、適宜委員会を開催する。

(2) 児童を語る会

年に三度（4月、7月、11月）、各学年（学級）の児童の様子について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(3) 生徒指導部会

学期に二度（前期：5月、8月／後期：10月、1月）生徒指導部員（生徒指導主事、養護教諭 他）で児童の様子、問題行動の洗い出し、校内外の安全等について話し合う。

(4) 職員会議での情報交換 及び 共通理解

- 定例職員会議 ・ 配慮が必要な児童について、現状や指導方法・内容等に関して全教職員で情報交換し共通理解を図る。
- 職員終会（毎週木曜日） ・ 各学級での出来事や生徒指導に関わる事案について、全教職員で情報交換し共通理解を図る。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営・教科指導の充実

- 児童一人一人との信頼関係を築き、児童一人一人の所属感を高める学級経営をする。
- 学級活動を充実させ、学級づくりへの参画意識を持たせる。
- 教育相談等を通して児童理解に努め、児童の変化を見逃さない観察力を養う。
- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「いじめアンケート」や「Q-U」「HUMAN」「BEING」の結果を活用したりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- 特別の教科道徳の指導を通して、児童の自己有用感・自己肯定感を高めつつ、道徳的思考力・判断力の向上を図る。
- すべての教育活動において道徳教育を実践し、思いやりの心、公平公正な態度、公德心、人権尊重の精神を育てる。

(3) ふるさと教育、キャリア教育をベースとした体験的活動の充実

- 明るく楽しい学校生活を送るための自主的、実践的な児童会活動を充実させる。
- 学年の枠を超えて望ましい人間関係を築く縦割り活動や学校行事を充実させる。
- 学校、学区を飛び出した豊かな体験活動を設定し、多くの人との交流を通して、人と関わる力を養う。

(4) 相談体制の整備

- 「いじめアンケート」「Q-U」後に学級担任との相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- 連絡ノートや普通の会話から、保護者や児童の思いをくみ取り連絡を密に行う。
- スクールカウンセラー等の外部機関との連携を図り、教育相談の充実に努める。

(5) ネット上のいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に対する情報モラル教育を行う。
- 各家庭やPTAと協力して策定したネットルールの普及・徹底を図り、児童の健全なネット利用環境の整備に努める。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 中学校やこども園との情報交換や交流学習を行う。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 学校における日常観察

- 朝の会、健康観察、帰りの会等で、児童の様子を観察する。
- 児童の変化について、必要に応じて専科教員や養護教諭との情報交換を行う。

(2) 保護者面談週間（4月希望面談、7月夏季面談、12月希望面談）および児童面談週間の設定（6月、11月）

- 児童の悩み、困りごとの有無を把握し、あれば適切なアドバイスや指導を行う。
- 学級内のいじめに関する情報等を聞き取る。

(3) 学校生活アンケート（いじめアンケート）の実施（毎月、年12回）

- アンケート結果は全職員で共有する。
- いじめ認知の情報が得られた時には、いじめ不登校対策委員会を中心に、学級担任等が早急に面談を行う等して事実確認にあたる。
- 認知したいじめについては、事実関係、指導内容及び結果をすべて仙北市教育委員会に報告し、助言を受ける。

5 いじめ発生における早期対応

(1) 報告と共有

- いじめの疑いがある場合、あるいは いじめに関する相談・報告を受けた場合は、管理職に報告するとともに、速やかに事実関係を確認し、事実の共有を図る。

(2) 組織対応

- いじめを確認した場合は、いじめ不登校対策委員会において対応を協議し、方針と具体的取組を決める。

(3) いじめ行為の停止と再発の防止

- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(4) 被害児童の安全確保

- いじめを受けた児童が、安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

(5) 市教委への報告

- 上記の一連の経緯を仙北市教育委員会に報告し、助言をもらう。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実説明を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 家庭・地域への啓発と協力依頼

(1) 基本方針の公表

- いじめ防止基本方針をホームページ等で公表し、学校、家庭、地域の役割について理解してもらう。

(2) 家庭への情報提供

- いじめ相談電話等、外部の相談窓口についての情報を伝える。
- 情報モラル・通信機器に関する専門家の講話を実施する等、情報モラルへの関心を高め家庭における指導や約束について考える機会を設ける。

(3) 家庭・地域への協力依頼

- 家庭や地域に次のことについて、協力の依頼をする。

【未然防止の視点から】

- ① 家庭内の役割を与えて称揚の機会を設けたり、地域の活動に参加して集団の一員としての自覚や自信を育てる。
- ② 自分の物や他人の物を大切に扱うように、教え育てる。
- ③ 友達の気持ちを踏みにじったり、傷つけることの重大さについて日頃から子どもに伝える。
- ④ 携帯電話やインターネット、ゲームについての家庭内の約束を決める。

【早期発見の視点から】

- ① 家庭内・地域内での子どもとの会話をできるだけ多くして、表情や態度の変化を見逃さない。
- ② 服装の汚れ等に気を配り、持ち物が無くなったり、買い与えたことのない物が増えていることがないか観察する。
- ③ 悩みごとは何でも親・家族等に相談できるような雰囲気普段から作っておく。
- ④ 気がかりなことがあったら、どんな些細なことでも担任・学校に連絡する。